

ブロック支部運営規程

社団法人東京都自動車整備振興会

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社団法人東京都自動車整備振興会(以下「振興会」という。)定款第36条に基づいて、ブロック及び支部の運営に関する事項を定めることを目的とする。

(ブロック)

第2条 ブロックは次の区分毎に、それぞれに所在する支部をもって形成する。

- (1) 品川ブロック(品川車検場管内に所在する行政区毎に、及び島嶼を一括して組織される支部をもって構成する。)
- (2) 足立ブロック(足立車検場管内に所在する行政区毎に組織される支部をもって構成する。)
- (3) 練馬ブロック(練馬車検場管内に所在する行政区毎に組織される支部をもって構成する。)
- (4) 多摩ブロック(多摩車検場管内に所在する支部をもって組織する。)
- (5) 八王子ブロック(八王子車検場管内に所在する支部をもって組織する。)

(支部)

第3条 支部は、次の各号により区分される地域又は業態の正会員をもって形成する。

- (1) 地域支部 東京都内の一又は複数の行政区を単位とし、そこに所在する正会員をもって組織する。地域支部の名称は、当該行政区名その他当該地域を表示する名を冠して名称とする。
- (2) 業態支部 正会員が行う事業の業態に応じ、東京都内全域の同業態の正会員をもって組織する。
二輪自動車支部 二輪自動車の整備を専門とする正会員で構成する。
自家工場支部 自社車両の整備を専門とする正会員で構成する。

2 前項の支部区分は、正会員が業態支部に重ねて所属することを妨げない。この場合、基本会費は地域支部を経由して納付するものとする。

(理事の推薦)

第4条 ブロック及び支部は、振興会から要請があった場合、振興会が別に定める基準により理事候補者の推薦を行う。

第2章 ブロック

(ブロック長の職務)

第5条 ブロック長は、次に掲げる職務を行う。

- (1) ブロックを代表し、ブロックの運営並びに業務を総括するとともに、振興会事業の推進及び実行の徹底を図ること。

- (2) ブロック内各支部の意見を取りまとめ会長に具申すること。
- (3) ブロック内各支部の連携及び協調を図ること。
- (4) 他のブロック長との連携及び協調を図ること。
- (5) ブロックとして関係諸機関等との連絡及び調整を図ること。
- (6) その他前各号に付帯すること。

(会 議)

第6条 会議は、必要に応じブロック長が招集する。

(部 会)

第7条 ブロックにブロック指定工場部会及びブロック青年経営研究会を置く。

2. ブロック指定工場部会及びブロック青年経営研究会に関することはブロック規約で定める。

(会 計)

第8条 経費は、会費その他の収入により支弁する。

2. 会計処理については各ブロック毎の決算とし、振興会との連結決算は行わない。

(事業年度)

第9条 事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第3章 支 部

(支部長の職務)

第10条 支部長は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 支部を代表し、支部の運営並びに業務を総括すると共に、支部会員を指導し、その向上を図ること。
 - (2) 振興会及びブロックにおける決定事項並びに関係諸機関との調整結果等を会員に周知徹底させること。
 - (3) 振興会事業の推進及びその実行の徹底を図ること。
 - (4) 支部会員の意見を取りまとめ、ブロック長並びに会長に対し具申すること。
 - (5) 隣接支部との連携及び協調を図ること。
 - (6) 関係諸機関との連絡及び調整を図ること。
 - (7) その他次条に掲げる諸事業の実施及び付帯する事業に関すること。
2. 支部長は、支部業務の円滑な運営を図るため、必要に応じて地区を設定し、責任者を定めて支部長の行う業務の一部を委任することができる。

(支部の事業)

第11条 支部は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 振興会及びブロックにおける決定事項並びに関係諸機関との調整結果等に対する協力及び実行。

- (2) 会員の入会、退会に関する手続き。
- (3) 入会金、会費の徴収及び納付。
- (4) 法令遵守にかかわる現地指導等の実施及び協力。

(支部の事業)

第12条 支部は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 振興会及びブロックにおける決定事項並びに関係諸機関との調整結果等に対する協力及び実行。
- (2) 会員の入会、退会に関する手続き。
- (3) 入会金、会費の徴収及び納付。
- (4) 法令遵守にかかわる現地指導等の実施及び協力。
- (5) 法規・税制対策事業にかかわる地区活動。
- (6) 各種調査の実施及び協力。
- (7) 各種研修、講習の実施及び協力。
- (8) 会員の親睦、協調の促進。
- (9) その他支部活動に必要な事業。

(会議)

第13条 会議は、必要に応じ支部長が招集する。

(部会)

第14条 支部に支部指定工場部会及び支部青年経営研究会を置く。

- 2. 支部指定工場部会及び支部青年経営研究会に関することは支部規約で定める。

(会計)

第15条 経費は支部入会金、支部会費及びその他の収入により支弁する。

- 2. 会計処理については各支部毎の決算とし、ブロック又は振興会との連結決算は行わない。

(入会金及び会費)

第15条 支部入会金は50,000円とする。

- 2. 前項の規定にかかわらず、支部を移動する会員に対する受入側支部の入会金賦課額は30,000円とする。

- 3. 支部会費は月額5,000円以内とし、賦課方法は支部総会で別に定める。

(事業年度)

第14条 事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第4章 雑 則

(ブロック及び支部規約)

第15条 この規則で定めるほか、ブロック支部運営に関する細部は、ブロック規約及び支部規約で定めるところによる。

(事業計画書・同報告書・収支予算書・同決算書の提出)

第16条 ブロック及び支部はブロック会並びに支部総会終了後すみやかに事業計画及び同報告書並びに収支予算書及び同決算書の写しを各一部振興会に提出するものとする。

附 則

1. この規則は、昭和59年4月1日から適用する。
2. この規則の改廃は、理事会の承認を必要とする。

附 則

1. 昭和59年7月16日、支部移動に際する入会金の件につき第13条を一部改正、昭和59年4月1日より適用する。

附 則

1. 昭和60年3月14日、八王子ブロック設置の件につき第2条及び第3条を一部改正し、施行する。

附 則

1. 昭和63年10月1日、本会名称を変更する。

附 則

1. 平成7年5月17日、法規・税制対策事業の実施のため第10条を一部改正し、平成7年4月1日より適用する。

附 則

1. 平成15年7月9日、定款の改正に伴う支部組織の見直しのため、規程名称その他の一部を改正し、平成15年7月1日より適用する。